

土地区画整理審議会運営規則の全部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

京都市長 松井孝治

京都市規則第35号

土地区画整理審議会運営規則の全部を改正する規則

土地区画整理審議会運営規則の全部を次のように改正する。

京都市土地区画整理審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、同法及び土地区画整理法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、都市計画局又は建設局において行う。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、都市計画局長又は建設局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)